

第4期

川崎市男女平等推進 行動計画

～かわさき☆かがやきプラン～

川崎市

平成 30 (2018) 年 3 月

はじめに

少子高齢化やグローバル化の進展など、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化するなか、川崎市がめざす、持続可能な「最幸のまち かわさき」の実現には、多様な価値観や意見を尊重し、性別にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる、男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めることが大切です。

川崎市では、市、市民、事業者の協働による「男女平等のまち・かわさき」の実現を目標とする「男女平等かわさき条例」を平成13(2001)年10月に施行したのち、条例に基づく「川崎市男女平等推進行動計画」を3期にわたって策定し、男女平等の推進に向けて総合的に取り組んでまいりました。



この間、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、女性の力のさらなる発揮が重要であり、豊かで活力のある社会の実現に向けて女性の活躍推進に取り組むことが求められています。

こうした状況から、第3期行動計画での取組を踏まえ、川崎市における「仕事と生活を取り巻く状況」や「男女平等に関する意識の状況」など現状や課題を把握し、女性活躍推進等の諸課題に迅速かつ的確に対応するために行動計画の改定を1年早め、第4期行動計画を策定いたしました。

第4期行動計画では、3つの目標として「男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進」、「働く場における男女共同参画の推進」、「地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進」を掲げ、それぞれの目標のもとに、10の基本施策を位置付けました。

今後は、本行動計画に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて施策を一層推進してまいります。

この計画の策定にあたりまして、市民の皆様や関係団体の方々から、貴重な御意見をいただきました。心から感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進につきまして、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30(2018)年3月

川崎市長 福田 紀彦

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 第 3 期行動計画の取組状況と課題	12

第 2 章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方	23
2 計画の位置付け	23
3 計画期間	23
4 第 4 期川崎市男女平等推進行動計画体系図	24

第 3 章 施策の展開

目標Ⅰ 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進.....	26
基本施策 1 男女共同参画の理解の促進	26
基本施策 2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	29
基本施策 3 家庭生活への男性の参画促進	31
目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進	32
基本施策 4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大	32
基本施策 5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に に向けた環境づくり	34
基本施策 6 働く女性・働きたい女性への就業等支援	36
基本施策 7 企業における女性活躍に向けた取組の促進	38
目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進.....	40
基本施策 8 地域における男女共同参画の推進	40
基本施策 9 さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備	43
基本施策 10 生涯を通じた健康支援	45

第 4 章 計画の推進について

1 推進体制	48
2 計画の点検・評価	50

資 料

1 男女平等かわさき条例	52
2 川崎市男女平等推進審議会規則	54
3 第 4 期行動計画策定の経過	55
4 男女共同参画関連年表	56
5 男女共同参画社会基本法（抄）	58
6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	60

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

川崎市では、男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会¹としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざすため、平成13(2001)年10月に「男女平等かわさき条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

平成16(2004)年5月には、条例に規定する基本理念に基づき、「川崎市男女平等推進行動計画～かわさき☆かがやきプラン～」(以下「行動計画」という。)を策定し、平成21(2009)年3月には更に取組を充実させ推進していくために第2期行動計画を策定しました。

平成26(2014)3月には、市民の暮らすさまざまな場面での取組が必要であるとして、市民の暮らす生活の場を「家庭・教育」、「働く場」、「地域」といった3つの場として捉え、場面ごとに目標を掲げた第3期行動計画を策定し、男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進や相談支援の充実、女性の就業支援や起業支援、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実に向けた取組など、男女平等施策を推進してきました。

しかしながら、働く場における女性の参画やワーク・ライフ・バランスの推進、DVの防止や被害者支援など、さまざまな課題が今なお存在し、男女共同参画社会の実現はまだ途上にあると言わざるを得ないのが現状です。

国においては、少子高齢化や産業のグローバル化による産業競争の激化など社会経済状況が変化するなか、平成27(2015)年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立しました。また、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」や「安全・安心な暮らしの実現」に向けた取組が推進されています。

こうした状況を踏まえ、多様な課題に対応し、女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会としての「男女平等のまち・かわさき」の実現をめざすため、「第4期川崎市男女平等推進行動計画」を策定し、男女平等施策を計画的かつ総合的に推進していきます。

条例の基本理念

- 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。
- 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。
- 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。
- 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。
- 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

1 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。(男女共同参画社会基本法第2条第1号)

2 計画策定の背景

(1) 国の動き

平成 11 (1999) 年制定の「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)において、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21 世紀我が国社会を決定する最重要課題と位置付けており、国は社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進しています。

平成 12 (2000) 年に、基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図るための施策の基本的方向や具体的な取組を示した「男女共同参画基本計画」を策定し、平成 15 (2003) 年には、男女共同参画推進本部により「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも 30% 程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)²の導入促進などの取組を進めてきました。また、平成 13 (2001) 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV 防止法」という。)が制定され、DV の防止と被害者の保護を図っています。平成 25 (2013) 年度には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても適用対象とする DV 防止法の改正が行われました。

平成 27 (2015) 年 8 月には、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立し、女性の採用・登用・能力開発のための行動計画の策定が事業主に義務(労働者が 300 人以下の民間事業主については努力義務)づけられるとともに、地方公共団体には、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定し、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することなどが求められています。

同年 12 月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定され、「あらゆる分野における女性の活躍」や「安全・安心な暮らしの実現」が視点として強調され、その推進のために「男性中心型労働慣行等の変革」や「困難な状況にある女性への支援、女性に対するあらゆる暴力の根絶」の取組が打ち出されています。

(2) 川崎市の状況

川崎市では、平成 13 (2001) 年 10 月に条例を施行しました。平成 16 (2004) 年には、第 1 期行動計画を、平成 21 (2009) 年には第 2 期行動計画を策定し、男女平等施策を推進してきました。

平成 26 (2014) 年 3 月に策定の第 3 期行動計画では、市民の暮らすあらゆる場面で取組が必要であるとして、市民の暮らす生活の場を「家庭・教育」、「働く場」、「地域」といった広がりや重なりのある 3 つの場と捉え、それぞれに目標を掲げ取組を進めてきました。

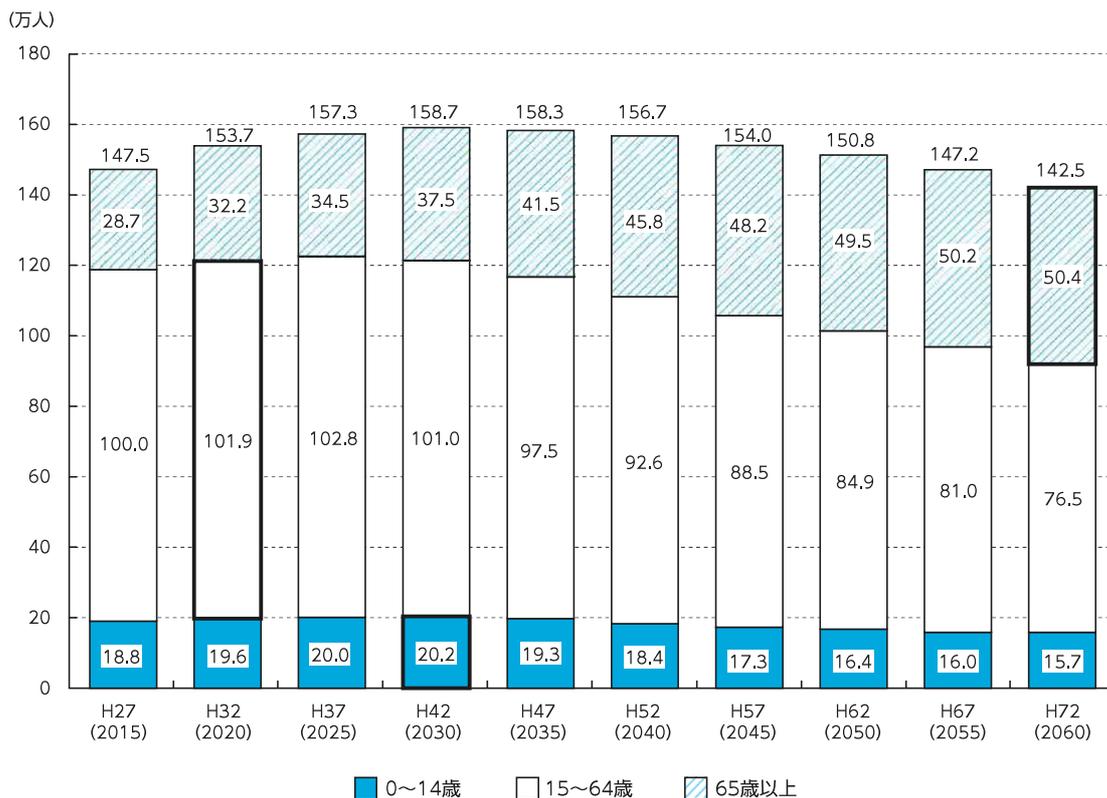
2 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。(男女共同参画社会基本法第 2 条第 2 号)

これまで第1期から第3期までの行動計画に基づき、男女平等施策を推進してきたところですが、川崎市においても人口構成や産業を取り巻く環境など社会経済状況が変化しており、こうした変化や、男女共同参画に関する現状などを踏まえた取組の推進が求められています。

ア 人口・世帯構成の変化

川崎市では、再開発事業等による大規模住居系開発の進展などにより、人口増加が続いており、平成29(2017)年4月には、150万人を超え想定を上回るペースで増加しています。しかし、川崎市の将来人口推計では、総人口は平成42(2030)年まで増加するものの、生産年齢人口は平成37(2025)年をピークとして、その後、減少過程に移行することが想定されています。また平成37(2025)年には団塊の世代が75歳を超え、約40年後の平成72(2060)年には現役世代1.5人で1人の高齢者を支える社会になることなどが見込まれています。このような少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少などの人口構成の変化に伴い、社会の活力が低下することが懸念されています。

【図表1】川崎市の将来人口推計



(資料) 川崎市将来人口推計

世帯構成については、平成12(2000)年から平成27(2015)年における世帯の家族類型を見ると、全体の世帯数は増加していますが、「夫婦と子供から成る世帯」の全体に占める割合は減少しています。また、3世代世帯は数も割合も減少しています。一方で、単独世帯は、数も割合も増加傾向にあります。

〔図表2〕 家族類型別の世帯数と割合(川崎市)

	総数(世帯の家族類型)	親族世帯										非親族を含む世帯		単独世帯		(再掲)3世代世帯	
		不詳除く	核家族						核家族以外の世帯		%	%	%	%			
			夫婦のみ の世帯		夫婦と子 供から成 る世帯		男親また は女親と 子供から 成る世帯		%								
				%		%		%									
H12(2000)	539,836	539,836	94,029	17.4	167,744	31.1	35,752	6.6	33,166	6.1	3,879	0.7	205,266	38.0	20,542	3.8	
H17(2005)	592,578	592,578	107,665	18.2	170,909	28.8	40,683	6.9	32,863	5.5	5,807	1.0	234,651	39.6	19,116	3.2	
H22(2010)	660,400	660,344	114,906	17.4	181,210	27.4	45,400	6.9	29,698	4.5	8,500	1.3	280,630	42.5	17,045	2.6	
H27(2015)	689,886	681,701	119,855	17.6	184,855	27.1	47,026	6.9	26,211	3.8	9,106	1.3	294,648	43.2	14,517	2.1	

(注) 上記図表の「子供」には、20歳以上を含む

(資料) 平成12(2000)・17(2005)・22(2010)・27(2015)年国勢調査

イ 産業を取り巻く環境の変化

川崎市は、ものづくりを代表する産業都市として発展し、現在はグローバル企業や研究開発機関が多数集積した国際的な産業都市へ進化しています。

「かわさき産業振興プラン³」によると、川崎市の産業を特徴づける産業構造の変化として、「産業のグローバル化」「産業の情報化」「産業の知識化」「産業のサービス化」が挙げられています。

また、AI(人工知能)やIoT⁴、自動運転等の新たな技術によってもたらされる「第4次産業革命⁵」の本格到来に伴い、商品やサービスが大きく変化するほか、平成32(2020)年の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向け、ヒト・モノ・投資の動きが活発化することが想定されています。併せて、「働き方改革」の推進に向けた、誰もが活躍する魅力あるワークスタイルの実現が必要となっているなど、川崎市の産業を取り巻く環境も大きく変化しています。

市内産業を更に活性化させていくためには、こうした産業を取り巻く環境の変化を的確に捉え、多様なニーズに応えるとともに、グローバル化による産業競争の激化などに対応していく必要があります。今後、ますます女性の視点も含めた多様な価値観の導入などが求められます。

3 川崎市がめざす「最幸のまち かわさき」の実現に向けた「力強い産業都市づくり」や「安心のふるさとづくり」を進めるために、今後10年間を見据えた産業振興の方向性を示し、産業振興施策を効果的かつ効率的に推進するための指針として、平成28(2016)年2月に策定。

4 「Internet of Things」の略で、これまではパソコンやプリンタ等のIT関連機器が接続されていたインターネット上に家電や車などさまざまなモノが接続することを意味する言葉。

5 あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積されるさまざまなデータを人工知能などを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につなげる動きのこと。

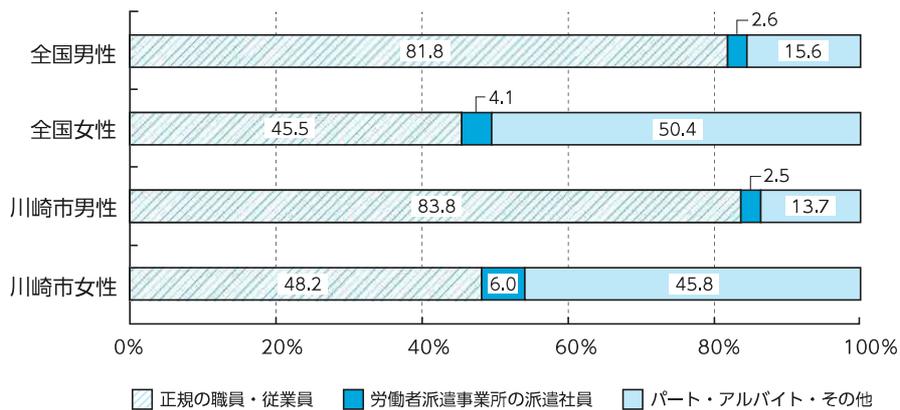
ウ 仕事と生活を取り巻く状況

女性の就業状況

全国的に男性に比べ女性の方が非正規雇用者の割合が高い状況があり、川崎市においても女性雇用者の半数以上が非正規雇用者であるという状況が見られます。配偶関係別にみると、有配偶及び死別・離別女性の非正規雇用者割合が高くなっています。

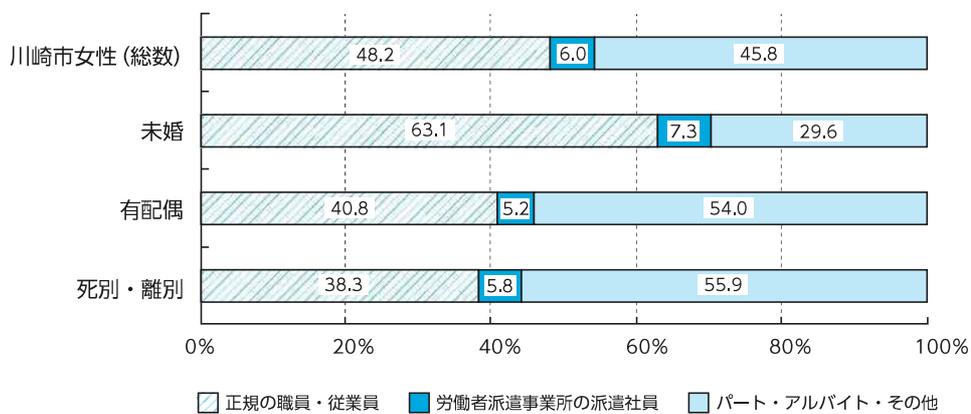
【図表 3】 正規・非正規雇用者の割合

全国・川崎市 男女



(資料) 平成 27 (2015) 年国勢調査

川崎市 女性 (配偶関係別)

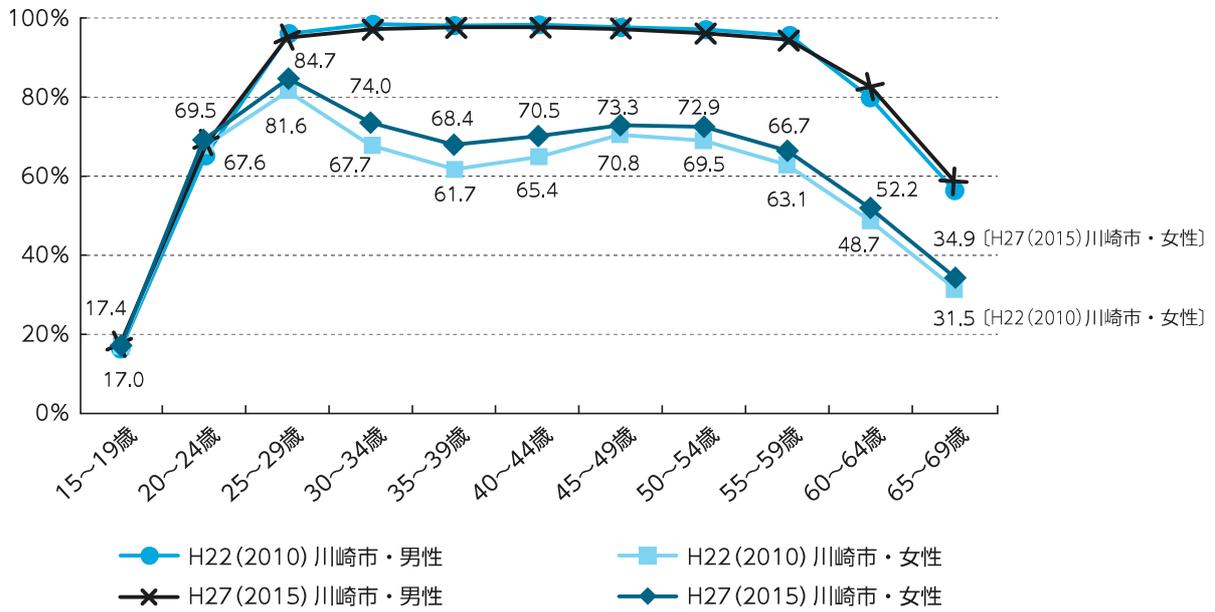


(資料) 平成 27 (2015) 年国勢調査

川崎市女性の労働力率(15歳以上の人口に占める労働力人口の割合)を年齢階級別にみると、全ての年齢階級において、平成 22 (2010) 年に比べて平成 27 (2015) は上昇していますが、引き続き、いわゆる「M字カーブ」(結婚・出産・育児期にあたる年代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する動き)を描いています。25～34歳の労働力率は全国より高い一方で、M字カーブの底となる35～39歳の労働力率は全国の72.7%よりも4.3ポイント低い68.4%となっています。配偶関係別の女性の労働力率では、未婚女性に比べて有配偶女性の労働力率は全体的に低くなっています。

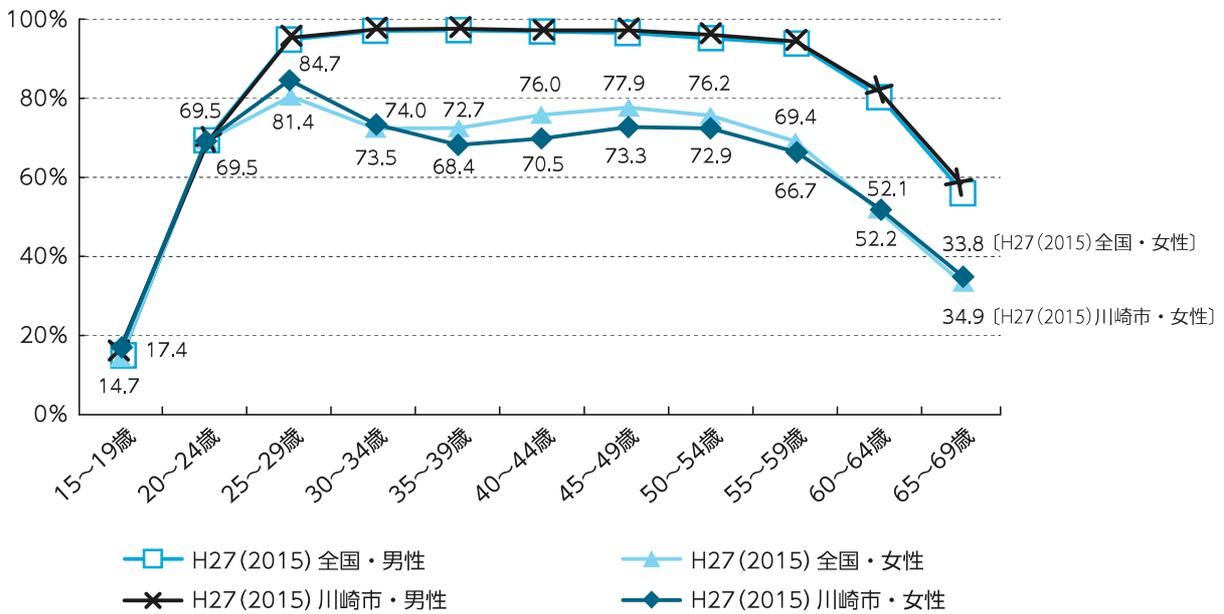
[図表 4] 年齢階級別労働力率

平成 22 (2010)・27 (2015) 年 川崎市 男女



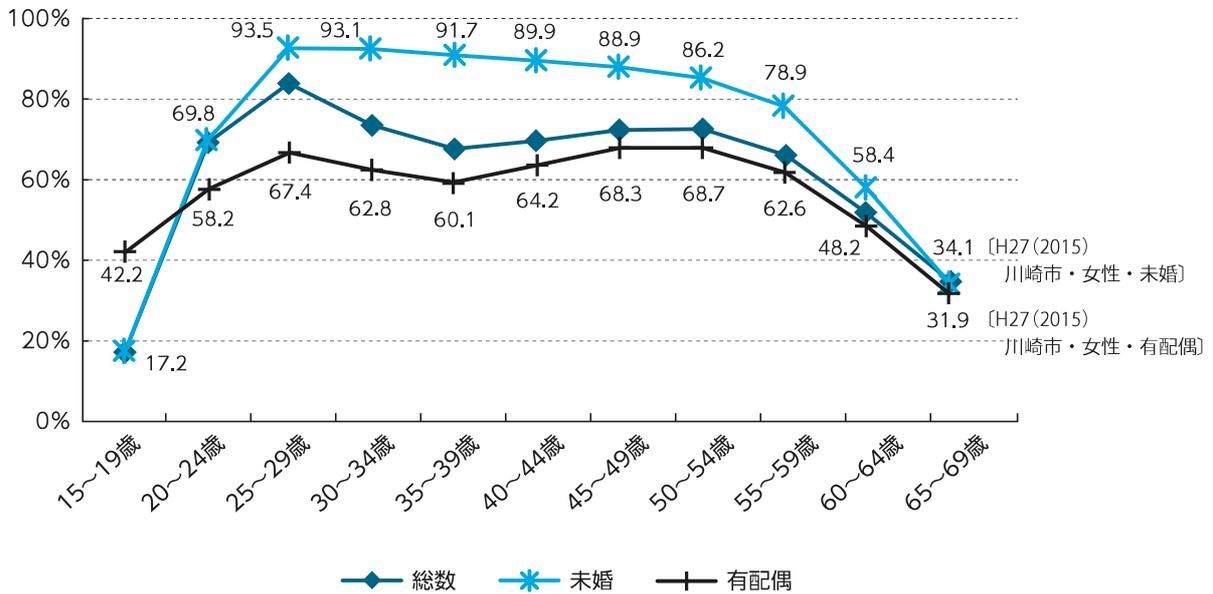
(資料) 平成 22 (2010)・27 (2015) 年国勢調査

平成 27 (2015) 年 全国・川崎市 男女



(資料) 平成 27 (2015) 年国勢調査

平成 27 (2015) 年 川崎市 女性 (配偶関係別)



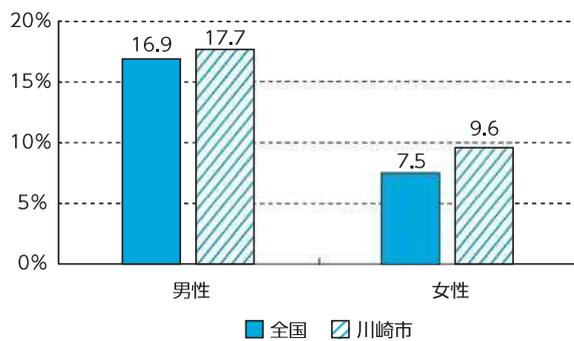
(資料) 平成 27 (2015) 年国勢調査

ワーク・ライフ・バランス状況

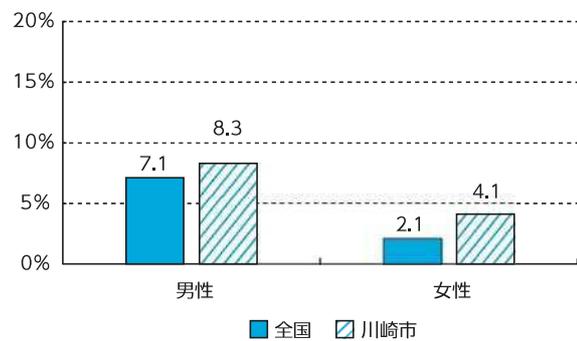
川崎市の年間就業日数 200 日以上の雇用者に占める週間就業時間 60 時間以上の雇用者の割合は、全国に比べ男女ともに高くなっています。

[図表 5] 年間就業日数 200 日以上の雇用者に占める週間就業時間 60 時間以上の雇用者割合

正規の職員・従業員



非正規の職員・従業員

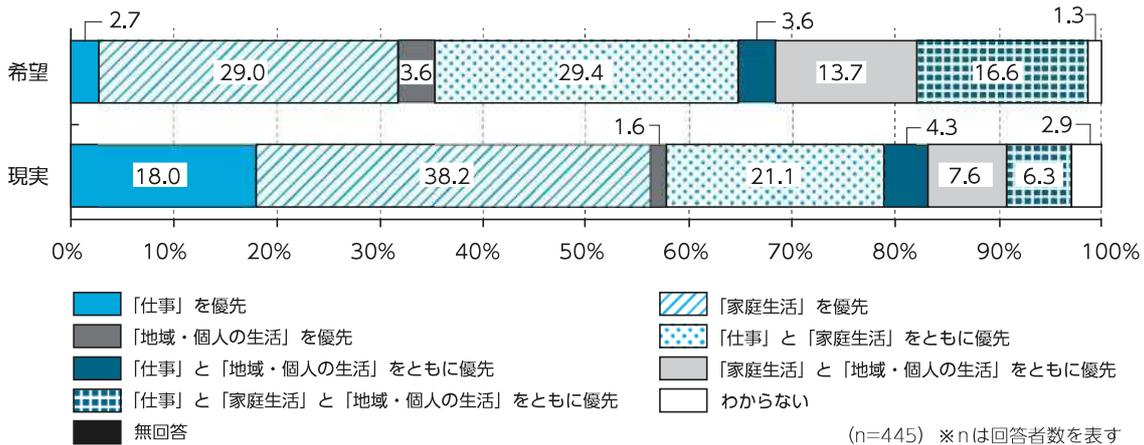


(資料) 平成 24 (2012) 年就業構造基本調査

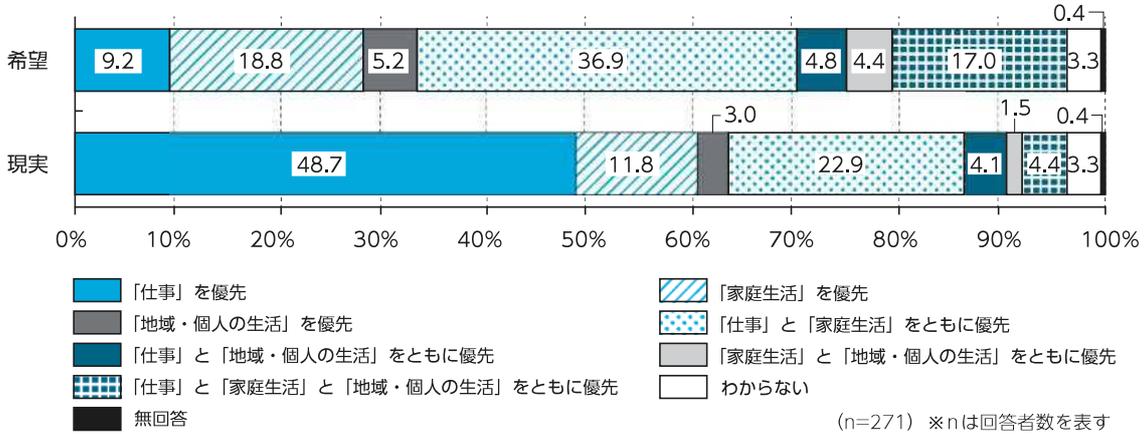
「かわさきの男女共同参画に関するアンケート⁶」によると、生活優先度について、仕事と家庭生活をともに優先するワーク・ライフ・バランスのとれた生活を希望する人の割合が男女ともに最も高い一方で、現実には、女性では「家庭生活優先」、男性では「仕事優先」になっている人の割合が高くなっています。

〔図表6〕生活優先度の希望と現実(川崎市)

女性(20～59歳)



男性(20～59歳)



(資料) 平成26(2014)年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

6 男女共同参画に関する意識や考えを把握することを目的に市内在住者3,500人を対象に実施。(平成22(2010)年は満20歳以上、平成26(2014)年は満20歳以上79歳以下)

家庭内の家事等の分担状況については、収入を得ることは主に男性が、家事・育児、地域活動への参加などについては主に女性が担っているとする人が多くなっています。また家事・育児等に費やす平均時間は、女性が5時間3分であるのに対し男性は1時間30分となっており、男性の家事・育児等への参加が十分でない状況がうかがえます。

〔図表7〕 家庭内での分担状況(川崎市)

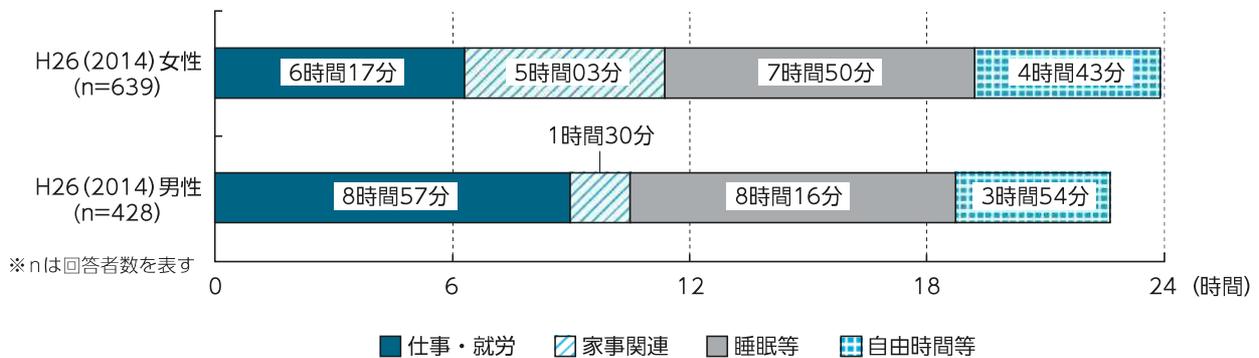
「主に自分が中心」+「どちらかといえば自分が中心」



(資料) 平成 26 (2014) 年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

〔図表8〕 活動分類別*生活時間(川崎市)

生活時間(平日)



*かわさきの男女共同参画に関するアンケート結果を、各活動を大きく4つの活動に分類

- 仕事・就労
- 家事関連：食事のしたく、買物、洗濯、掃除、子育て・教育、介護、看護
- 睡眠等：睡眠・休養、食事
- 自由時間等：地域活動、自分の時間、家族との団らん、その他

※各活動に費やすおおよその時間を分単位で記入する形式で回答をとったため、各活動の合計時間は必ずしも24時間にならない

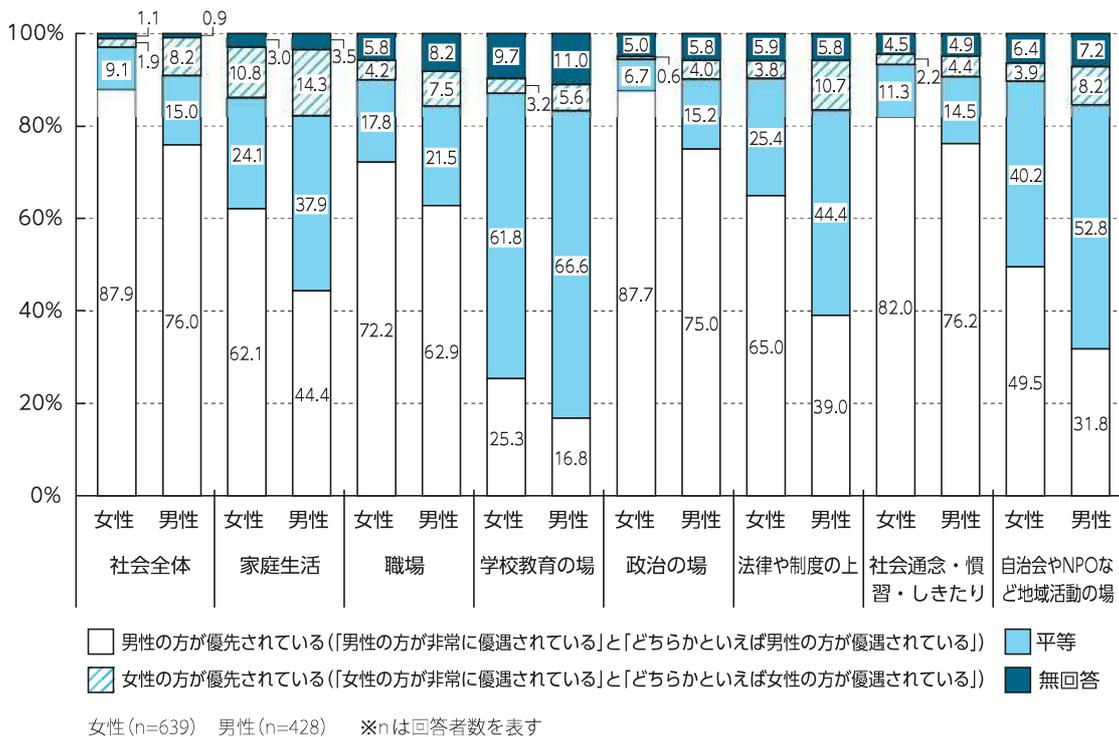
(資料) 平成 26 (2014) 年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

長時間労働を前提とした働き方や、男性の家事・育児等の参加が十分でない状況は、女性の家庭生活を営みつつ職業生活において活躍することを困難にし、結果として、女性に職業生活か家庭生活かの選択を迫る要因になっていると考えられます。

エ 男女平等に関する意識の状況

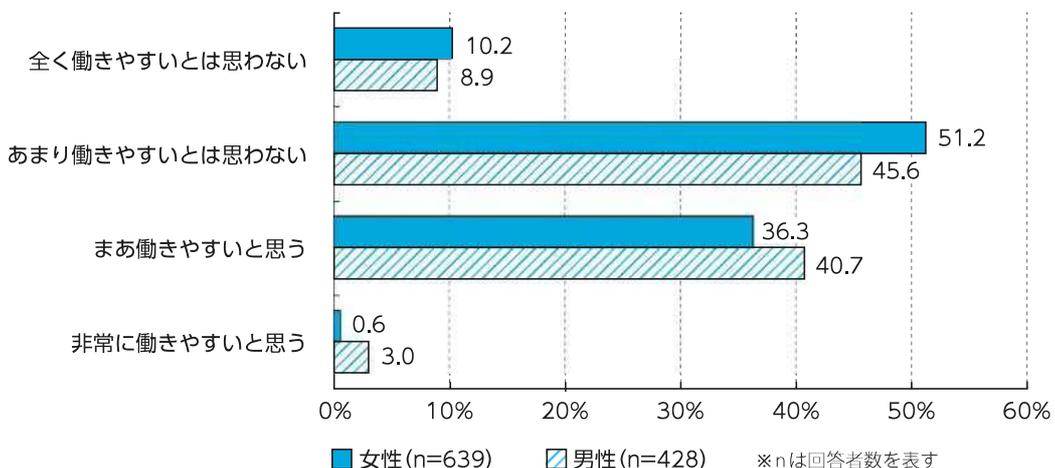
男女の地位の平等感について、社会全体で「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合は、女性87.9%、男性76.0%となっています。領域別にみると、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」「職場」で「男性の方が優遇されている」と答えた人の割合が男女ともに高い傾向が見られます。また、「いまの社会は女性にとって働きやすいか」に対して、女性では61.4%が、男性では54.5%が「全く働きやすいとは思わない」「あまり働きやすいとは思わない」と答えています。

〔図表9〕 男女の地位の平等感(川崎市)



(資料) 平成26(2014)年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

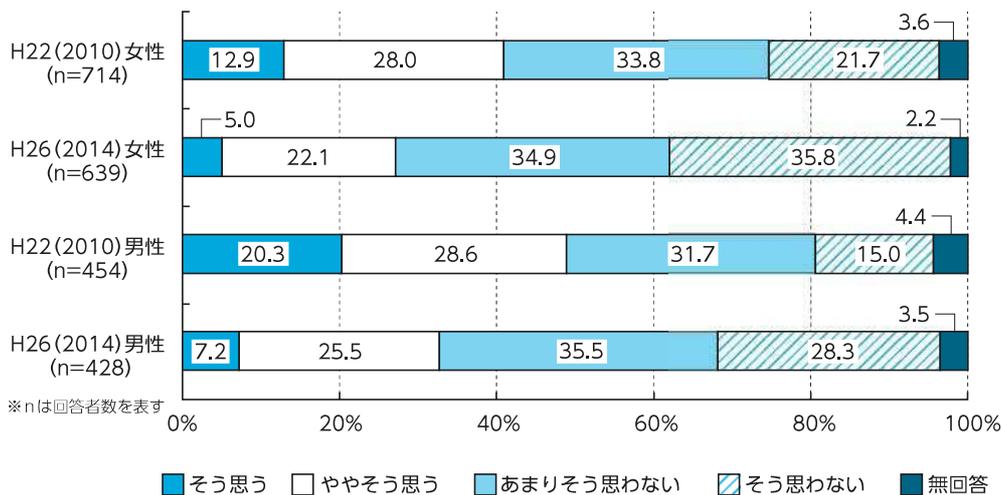
〔図表10〕 「いまの社会は女性にとって働きやすいか」について(川崎市)



(資料) 平成26(2014)年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

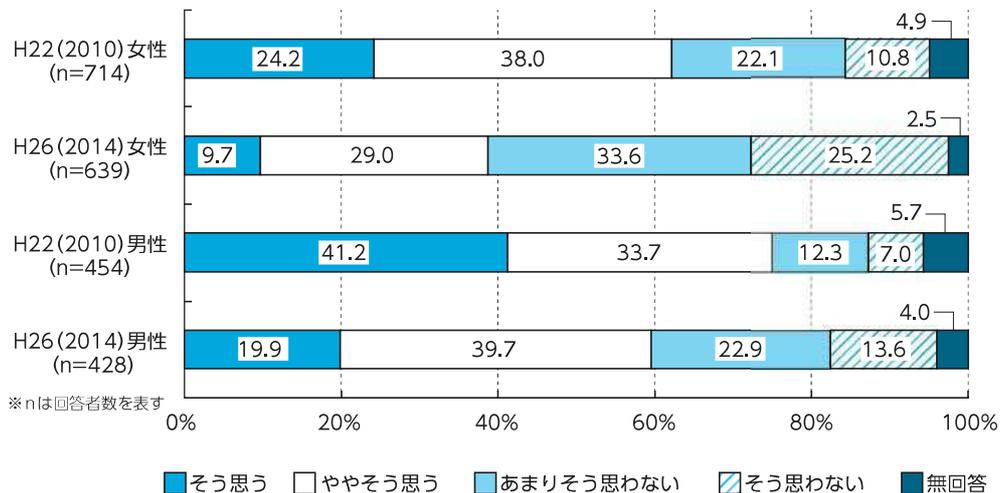
「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、平成 22 (2010) 年と平成 26 (2014) 年を比較すると、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合は男女ともに減少していますが、「家族を養うのは、もっぱら男の責任である」について肯定的に考える男性の割合の合計は 59.6% で、女性の 38.7% を上回っています。

【図表 11】「男は外で働き、女は家庭を守るのが望ましいか」について (川崎市)



(資料) 平成 22 (2010)・26 (2014) 年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

【図表 12】「家族を養うのは、もっぱら男の責任である」について (川崎市)



(資料) 平成 22 (2010)・26 (2014) 年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

ライフスタイルや世帯構成が変化し、働く女性が増えるなど、仕事と生活を取り巻く状況は変化していますが、男女平等に関する意識では「社会全体」で平等と感じている人の割合は低いのが現状です。また、固定的な性別役割分担意識については、薄れてはきているものの、特に男性に残っている傾向があります。

3 第3期行動計画の取組状況と課題

(1) これまでの主な取組状況

目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

- ・平成27(2015)年5月に、市ホームページに「かわさき女性応援ページ」を開設し、女性の活躍支援に関する情報提供を行いました。
- ・DVを未然に防ぐための取組と被害者支援を充実させることとした「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」を平成27(2015)年3月に策定しました。計画に基づきDV相談支援センター機能を整備し、平成28(2016)年5月には川崎市DV相談支援センター総合相談窓口を設置しました。
- ・男性総合相談(電話相談)を平成28(2016)年度から開始しました。

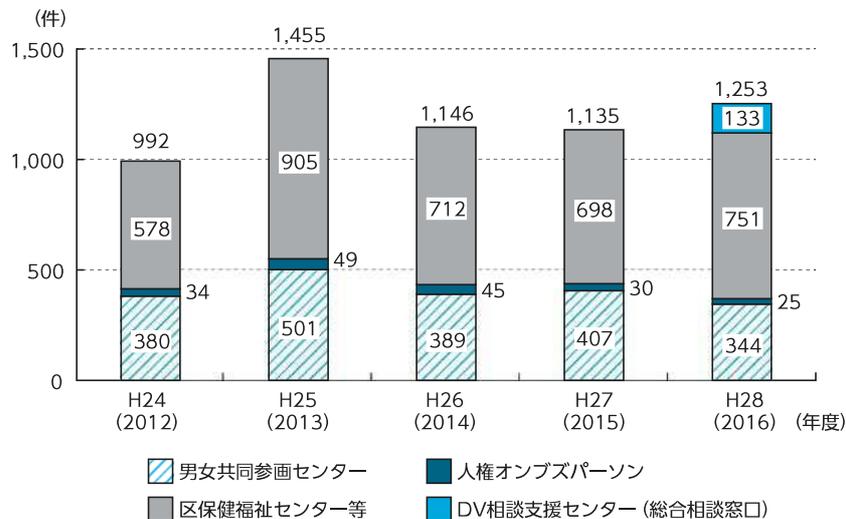
コラム1 DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、平成27(2015)年3月に策定の「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用しています。また、同計画では「配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者」を「配偶者等」と記載しています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。外部から発見が困難な場において行われることが多いことから潜在化しやすく、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

川崎市では、「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、平成28(2016)年度に川崎市DV相談支援センター機能を整備するなど、被害者支援及びDV防止対策の充実に努めています。

川崎市におけるDV相談件数



(資料) こども未来局調べ、人権オンブズパーソン平成28(2016)年度報告書、川崎市男女共同参画センター平成28(2016)年度 事業報告書

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

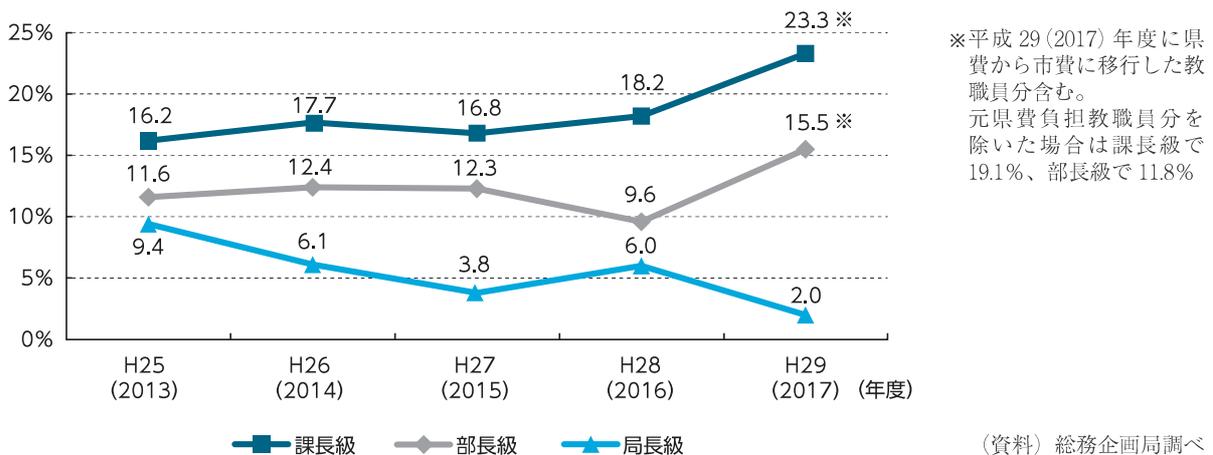
- ・市審議会等の女性委員の増員を目的とした「女性委員プラスワン参加促進キャンペーン」を2か年度にわたり実施しました。

〔図表 13〕 川崎市審議会等委員に占める女性の割合



- ・市役所において女性職員の活躍推進に関する現状把握や課題の分析を行い、平成 28 (2016) 年 3 月に「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」を策定しました。同年 11 月には、職員のワーク・ライフ・バランスを確保できる職場づくりと、充実した生活を送ることができる働き方改革実現のため、市役所において「川崎市イクボス⁷宣言」を行うとともに、平成 29 (2017) 年 3 月に「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」を策定しました。

〔図表 14〕 川崎市役所管理職に占める女性の割合



7 職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)のこと。(Fathering Japan イクボスプロジェクト)

- ・毎年度「川崎市労働状況実態調査⁸」を実施し、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスへの取組状況などを把握したほか、「かわさき労働情報」等において多様な働き方に関する情報提供を行いました。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、企業人事担当者を対象とした講演会を国、県、県内政令指定都市とで連携して開催したほか、子育て世帯の父母を対象としたワーク・ライフ・バランスの普及啓発セミナーを開催し、意識啓発を図りました。

目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

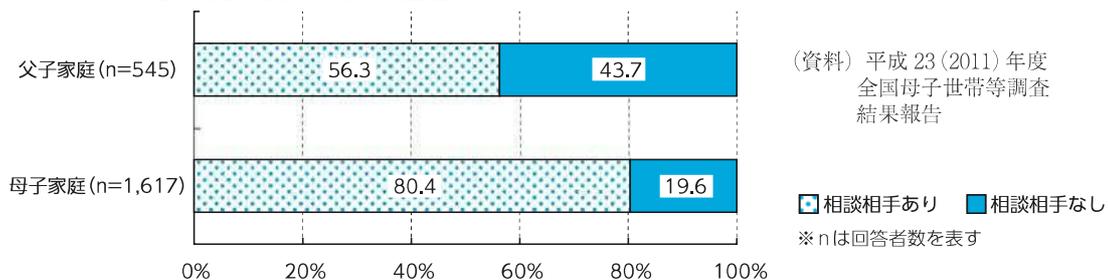
- ・さまざまな分野の団体等が加盟する「かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)の活性化に向け、平成27(2015)年度から年間のテーマを設定するなど取組を推進しました。
- ・川崎市男女共同参画センターは平成26(2014)年度に「シングルファーザー生活実態インタビュー調査」を実施し、課題把握に努め、報告書としてまとめました。またシングルファーザー向けリーフレットとして、シングルファーザーが家事や育児とどのように向き合っているかを事例としてまとめ紹介した「みんなどうしてる？川崎市に暮らすひとり親男性に聞きました」を平成28(2016)年度に作成しました。
- ・区役所において、男性も参加しやすいよう配慮した介護予防講座などを実施しました。

コラム2 「シングルファーザー生活実態インタビュー調査」について

「シングルファーザー生活実態インタビュー調査」は、川崎市男女共同参画センターが、平成27(2015)年1月～3月にかけて、30人のシングルファーザーを対象に実施しました。平成28(2016)年1月には報告書を発行しています。

父子家庭においては、困ったとき・悩み事がある際に「相談相手なし」と回答する割合が母子家庭に比べ高く(厚生労働省調査)、報告書では、シングルファーザーは親族への依存度が高い一方で、友人や地域、職場への相談などのネットワーク形成があまり行われておらず、ネットワークの広がりが見られない特徴があり、社会的な孤立が懸念されています。また、仕事と生活をどう両立させるかが課題になっており、特に「家事・育児及びその他のもろもろの雑事のマネジメント」については負担感が大きいという報告がされています。

ひとり親家庭の相談相手の有無(全国)



8 市内の民間企業・事業所の労働時間、雇用状況を中心とした労働事情を明らかにし、勤労者福祉の向上、及び企業活力の増進に資することを目的に、無作為抽出の2,000事業所を対象に実施。

(2) 課題

第3期行動計画に基づき取組を推進してきましたが、依然として固定的な性別役割分担意識が残っており、働く場での男女の参画にも偏りが見られます。こうした状況を踏まえ、働く場における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組の充実が求められています。また、男女で、課題やニーズが異なる場合があることを意識した取組の推進や参画の偏りを是正するなどの視点を持つことも必要です。こうした課題は、第4期行動計画に反映しました。

ア「働く場における男女共同参画の推進」に向けた取組の充実

女性活躍推進法の成立を受け、「働く場における男女共同参画の推進」に向けて、川崎市の現状や特徴を踏まえた、より効果的な取組の推進が必要です。

〔市役所における男女共同参画の推進〕

第4期行動計画への反映 目標Ⅱ－基本施策4、基本施策5

管理職（課長級）職員に占める女性の割合は、平成29（2017）年度23.3%となっています（平成29（2017）年度に県費から市費に移行した教職員分を含む。除いた場合は19.1%）。育児休業取得者割合は女性職員が100%であるのに対し、男性職員は1桁台で、男女に大きな差があります。川崎市において女性活躍や働き方改革を進め、男女共同参画社会を実現するために、まず市役所における取組の推進が必要です。また、審議会等委員に占める女性の割合は、第3期行動計画の数値目標40%に対して、平成29（2017）年度は31.9%となっています。引き続き、あらゆる場面での政策・方針決定過程への女性の参画を促進する必要があります。

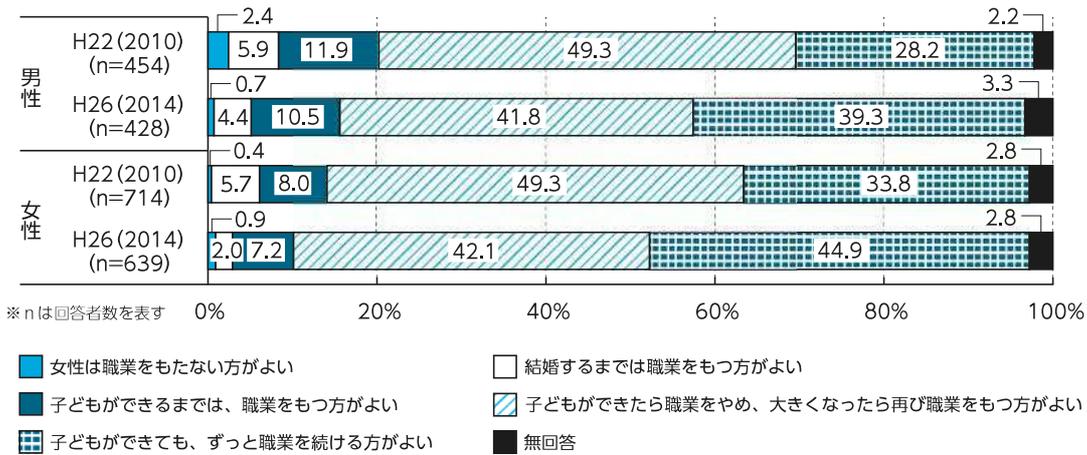
〔職業生活と育児・介護などの家庭生活の両立〕

第4期行動計画への反映 目標Ⅰ－基本施策3、目標Ⅱ－基本施策5

「かわさきの男女共同参画に関するアンケート」の「女性が職業をもつことについて」の設問では、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答する人の割合が増え、特に女性では「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」を上回っています。また、6歳未満の子どものいる夫婦の共働き率は、平成22（2010）年の35.2%から平成27（2015）は48.2%と上昇しており、ニーズに応じた子育て支援施策の充実が求められています。

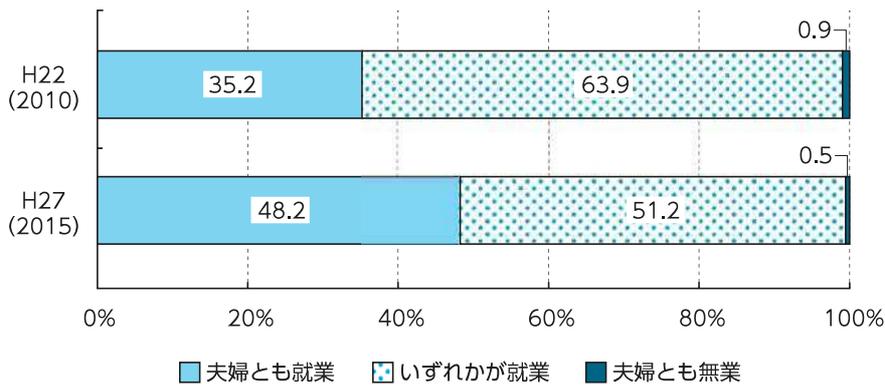
川崎市の週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、男女ともに全国と比べ高く、特に男性は「仕事優先」の生活になりがちで、家事・育児等への参加が十分でない状況がうかがえます。今後も、少子高齢化が進み、育児と介護を同時に担うこと（いわゆる「ダブル・ケア」）などにより、男女ともに時間的制約のある労働者の増加が見込まれます。仕事と育児・介護等の家庭生活の両立を可能とする環境づくりが必要です。

[図表 15] 女性が職業をもつことについて(川崎市)



(資料) 平成 22 (2010)・26 (2014) 年かわさきの男女共同参画に関するアンケート

[図表 16] 6歳未満の子どもがいる夫婦の就業状況(川崎市)



(資料) 平成 22 (2010)・27 (2015) 年国勢調査

[職業生活における女性の力の十分な発揮]

第4期行動計画への反映 目標Ⅱ－基本施策6

川崎市女性の年齢階級別労働力率を見ると、依然として、結婚・出産・育児期にあたる年代で低下するM字カーブ問題が課題として残っています。

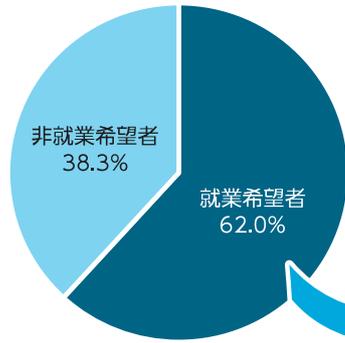
川崎市では、25～54歳の女性の無業者の6割以上が就業を希望しており、大都市比較⁹では第2位の就業希望者割合の高さになっています。他の大都市と比べ、「知識や技能を生かしたい」とする人の割合が高いのも特徴です。

一方で、就業希望者における非求職者の割合も高く、非求職の理由として「出産・育児」が25～34歳で68.5%、35～44歳で51.0%と最も高くなっています。

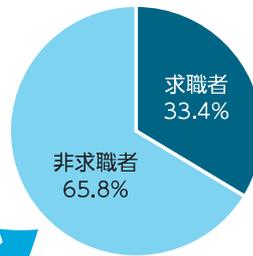
就業を希望しながらも就業していない女性が多い現状に対しては、女性の力が潜在化している状況や、知識や技能を生かして働きたい女性が多いことも踏まえた多様な就業支援の取組が必要です。

9 政令指定都市20都市と東京都特別区部を合わせた21都市比較

[図表 17] 25～54歳女性無業者における就業希望・非就業希望者割合(川崎市)

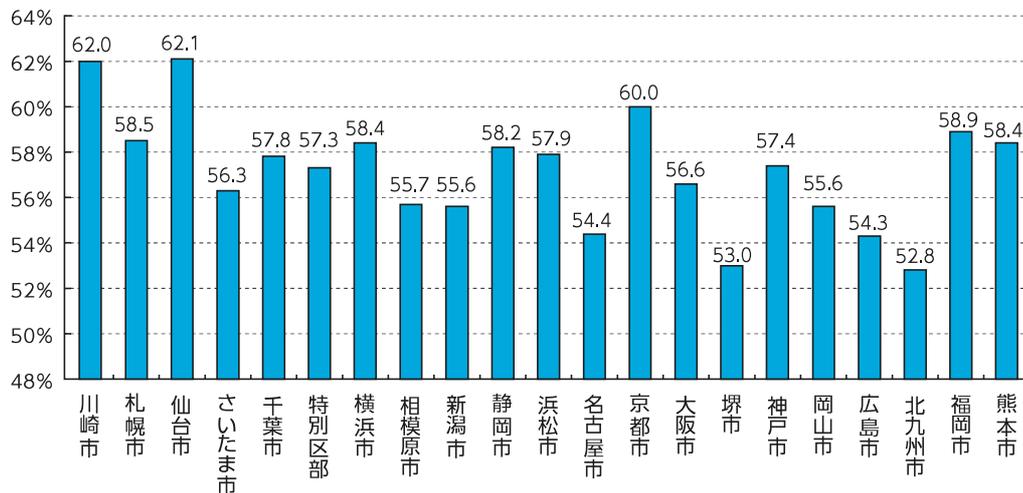


[図表 18] 25～54歳女性就業希望者内訳(川崎市)



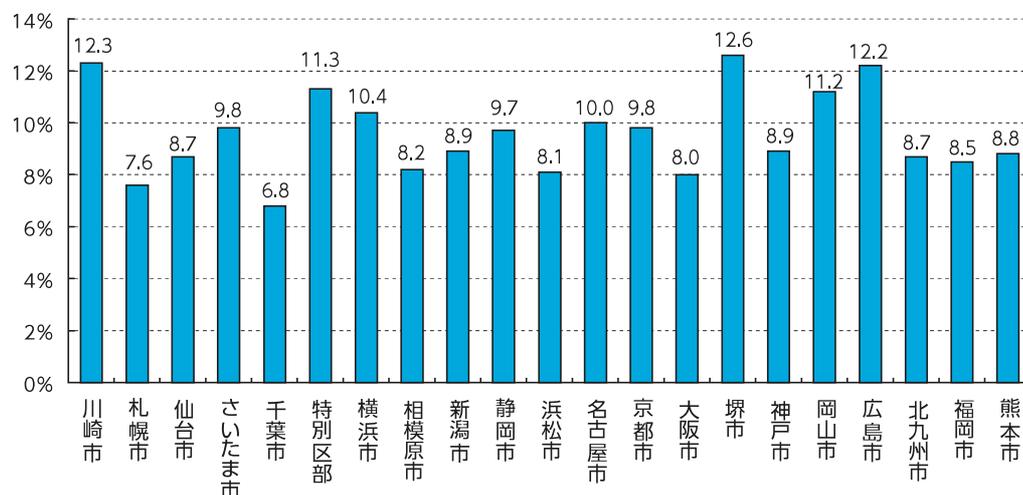
(資料) 平成 24 (2012) 年就業構造基本調査

[図表 19] 25～54歳女性無業者における就業希望者割合



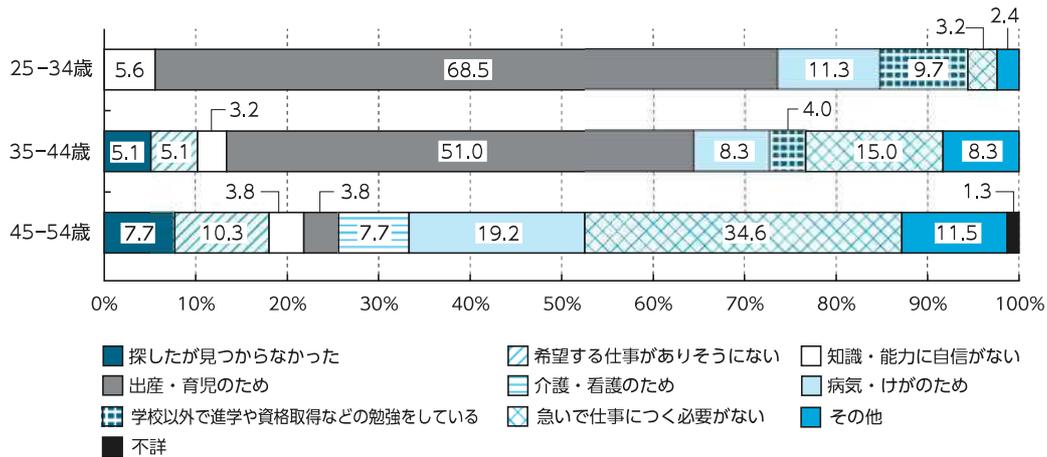
(資料) 平成 24 (2012) 年就業構造基本調査

[図表 20] 女性就業希望者の就業希望理由のうち「知識や技能を生かしたい」が占める割合



(資料) 平成 24 (2012) 年就業構造基本調査

[図表 21] 女性就業希望者のうち非求職者の非求職理由(川崎市)



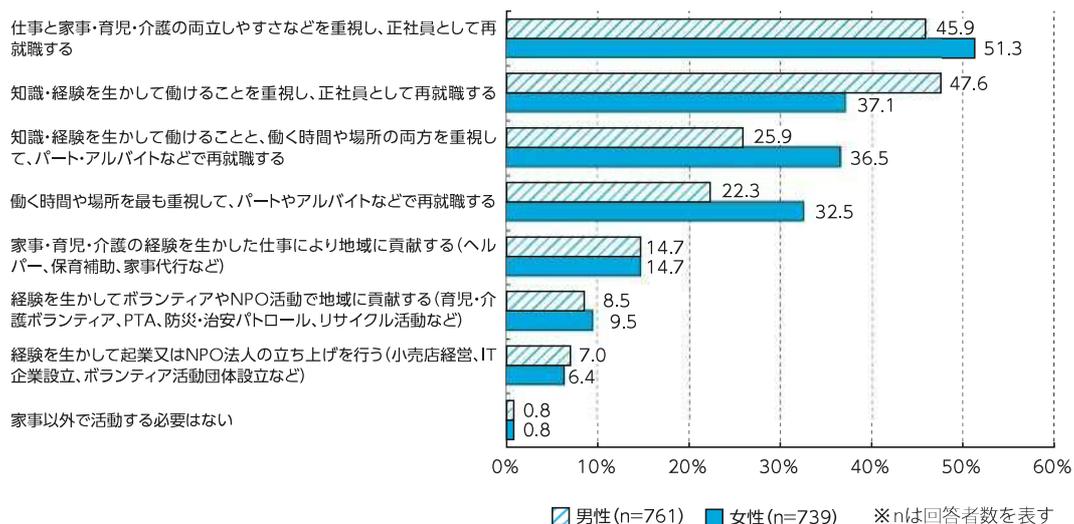
(資料) 平成 24 (2012) 年就業構造基本調査

「平成 28 (2016) 年度かわさき市民アンケート¹⁰」によると女性の再就職の仕方としてよいと思うものは、女性は「仕事と家事・育児・介護の両立しやすさなどを重視し、正社員として再就職する」が、男性は「知識・経験を生かして働けることを重視し、正社員として再就職する」が最も高くなっています。

また、平成 24 (2012) 年就業構造基本調査によると、川崎市の 35～44 歳女性求職者のうち起業希望者割合が 11.8%と、大都市比較で一番高くなっています。

女性が、希望に応じた働き方を選択できるよう、また、起業を希望する女性への支援など、多様な形で活躍したい女性への支援が求められます。

[図表 22] 女性の再就職の仕方としてよいと思うもの(川崎市)



(資料) 平成 28 (2016) 年度かわさき市民アンケート

10 市民の定住状況、生活環境の評価、市政に対する評価と要望等に加えて、市民に関するいくつかのテーマについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とすることを目的として実施。平成 28 (2016) 年度第 1 回調査は、「女性活躍推進及び働き方の意識について」等をテーマに、川崎市在住の満 18 歳以上の 1500 人を対象としてインターネットモニター調査として実施した。

コラム3 2020年30%の目標とは～ポジティブ・アクションの推進～

男女共同参画社会の実現に向け、平成15(2003)年の男女共同参画推進本部において「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位*に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標を設定しました。この目標を達成するため、国は、女性の参画を拡大する効果的な取組としてポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行っています。

ポジティブ・アクションの具体的な手法としては、性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度(クォータ制)や、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する方式(ゴール・アンド・タイムテーブル方式)などがあります。

平成27(2015)年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画では、目標達成に向けて、女性活躍推進法に基づき、更に踏み込んだポジティブ・アクション(積極的改善措置)の実行等を通じて積極的な女性の採用・登用を進めるべきだとしています。

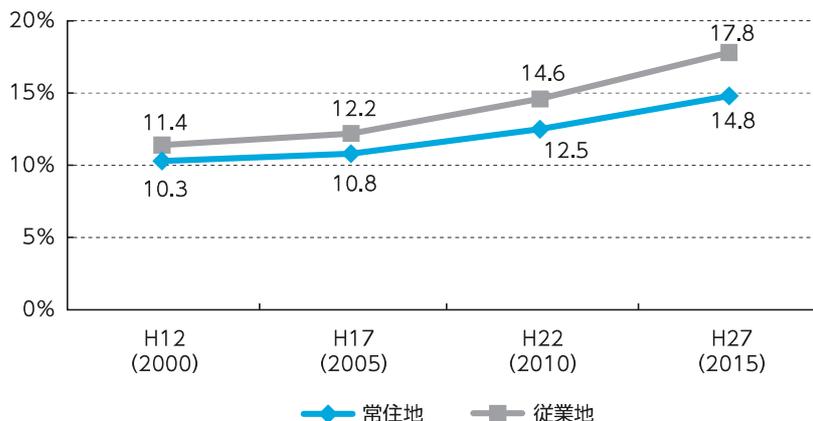
※「指導的地位」とは

(1) 国会議員、(2) 法人・団体等における課長相当職以上の者、(3) 専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者

コラム4 管理的職業従事者*に占める女性の割合

管理的職業従事者に占める女性の割合は、常住地(市内に住む人)ベース、従業地(市内で働く人)ベースともに伸びていますが、平成15(2003)年男女共同参画推進本部決定「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」とした30%には到達していません。

管理的職業従事者に占める女性の割合(川崎市)



(資料) 平成12(2000)・17(2005)・22(2010)・27(2015)年国勢調査

※「管理的職業従事者」とは

(1) 管理的公務員、(2) 法人・団体役員、(3) その他の管理的職業従事者(法人・団体における課(課相当を含む)以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事する者及び個人が営む事業の経営・管理の仕事に従事する者)

[企業における女性活躍に向けた取組の推進]

第4期行動計画への反映 目標Ⅱ－基本施策7

「川崎市労働状況実態調査」によると、ワーク・ライフ・バランスへの取組を行っている企業の規模別割合は、大企業¹¹で9割を超えるものの、中小企業¹²では6割未満に留まっています。川崎市においては、99%以上が従業者300人未満の事業所であるため¹³、女性活躍推進法において一般事業主行動計画の策定等が努力義務になっている中小企業における取組を促進していくことが必要です。

[図表 23] ワーク・ライフ・バランスへの取組を行っている企業割合の推移(川崎市)

		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
全体		64.6%	67.3%	64.7%	65.6%
産業分類別	建設業	50.4%	53.4%	48.7%	49.1%
	製造業	69.4%	68.4%	65.0%	69.2%
	情報通信業	91.7%	91.7%	87.5%	93.8%
	運輸業、郵便業	56.2%	63.2%	65.7%	69.1%
	卸売・小売業	63.4%	66.3%	67.7%	58.4%
	宿泊業、飲食サービス業	50.0%	80.0%	58.3%	55.6%
	教育、学習支援業	92.9%	100.0%	100.0%	100.0%
	医療、福祉業	84.6%	92.3%	87.0%	84.6%
	サービス業	64.4%	62.4%	61.7%	67.9%
	その他	72.7%	75.5%	72.0%	71.9%
規模別	大企業	94.7%	93.0%	93.2%	91.2%
	中小企業	55.8%	58.8%	57.0%	55.6%

(資料) 平成 26 (2014)・27 (2015)・28 (2016)・29 (2017) 年度版川崎市労働白書

[図表 24] ワーク・ライフ・バランスの取組を促進するための課題(川崎市)

		業務量が多く、人員に余裕がない、代替要員の確保が難しい	育児・介護休暇・子の看護休暇の取得率が低い	事業所全体で定時退社や有給休暇の取得率が低い	制度の導入に伴い、コストが増大する	収入が減ることなどへの不安により、従業員が利用を望まない	情報やノウハウ不足により制度の導入や運用が難しい	ワーク・ライフ・バランスの推進に関する社内の認識が乏しい	その他	特に問題となるものはない	無回答
全体		29.4%	8.8%	11.7%	5.7%	9.0%	3.1%	8.9%	2.4%	30.9%	21.7%
産業分類別	建設業	18.3%	6.1%	7.0%	3.5%	8.7%	0.9%	4.3%	2.6%	39.1%	25.2%
	製造業	28.7%	9.7%	10.2%	5.6%	9.7%	2.8%	8.8%	2.3%	35.6%	18.5%
	情報通信業	37.5%	18.8%	6.3%	12.5%	12.5%	6.3%	6.3%	0.0%	37.5%	12.5%
	運輸業、郵便業	35.1%	18.9%	24.3%	6.8%	28.4%	1.4%	16.2%	1.4%	13.5%	20.3%
	卸売・小売業	29.3%	4.0%	16.2%	10.1%	2.0%	8.1%	13.1%	3.0%	29.3%	19.2%
	宿泊業、飲食サービス業	25.0%	8.3%	8.3%	0.0%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%
	教育、学習支援業	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%
	医療、福祉業	53.8%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	23.1%	15.4%
	サービス業	36.9%	9.5%	9.5%	3.6%	2.4%	1.2%	9.5%	1.2%	25.0%	28.6%
	その他	30.1%	7.5%	10.8%	3.2%	8.6%	2.2%	5.4%	3.2%	29.0%	24.7%
規模別	大企業	39.5%	10.5%	19.0%	4.0%	6.5%	2.5%	12.0%	1.5%	24.5%	16.0%
	中小企業	25.9%	8.4%	9.1%	6.0%	10.1%	2.9%	7.8%	2.5%	33.5%	23.7%

(資料) 平成 29 (2017) 年度版川崎市労働白書

女性の職業生活における活躍推進に向けて、企業の取組、特に中小企業における取組を促進していくために、課題やニーズに応じた具体的な支援が求められます。

11 川崎市労働状況実態調査における大企業：建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業は301人以上。卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、サービス業は51人以上。
 12 川崎市労働状況実態調査における中小企業：建設業、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業は300人以下。卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、医療、福祉業、サービス業は50人以下。
 13 平成 26 (2014) 年経済センサス基礎調査結果。従業者数 300 人以上の事業所は全体の 0.4%。

イ 男女共同参画の視点に立った施策の推進

第3期行動計画に基づく施策の推進にあたり、男女双方を対象とする事業においては「男女を問わず対象とすること」が男女平等推進であると認識している傾向が見られました。男女を一律にとらえた事業の実施は、参画状況が偏るなど結果として男女平等の推進に必ずしもつながっていないことを理解する必要があります。

[男女平等やポジティブ・アクションについての理解の推進]

第4期行動計画への反映 目標Ⅰ－基本施策1

男女の参画状況が偏る場合には「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会にかかる男女間の格差の改善に向け、必要な範囲で、男女いずれか一方に対し機会を積極的に提供する『ポジティブ・アクション(積極的改善措置)』」の視点を持つことが「男女平等のまち・かわさき」の実現には重要です。そのためには、施策事業を推進する職員が男女平等やポジティブ・アクションについて理解を深める必要があります。

[男女で課題やニーズが異なる場合があることを意識した施策の推進]

第4期行動計画への反映 目標Ⅲ－基本施策9、基本施策10

男女の置かれている状況を客観的に把握し、課題やニーズが男女で異なる場合があることを意識した施策の推進が必要です。

ウ その他の課題

第3期行動計画期間中に新たに開始した相談事業を、第4期計画に位置付けるとともに、引き続き「多様化・複雑化するDV被害への対応」や「防災分野における女性の参画」などに取り組んでいく必要があります。

[男女平等や人権侵害に関する相談体制の充実と周知]

第4期行動計画への反映 目標Ⅰ－基本施策2

平成28(2016)年度に開始した「男性のための電話相談」を含めた相談事業を計画に位置付けるとともに、多様な相談への対応や相談窓口を広く周知していくための取組を推進していく必要があります。

[多様化・複雑化するDV被害への対応]

第4期行動計画への反映 目標Ⅰ－基本施策2

DVに関する相談件数は、平成25(2013)年度～平成28(2016)年度の4年間、毎年度1,000件を超えています。また、高齢者間で起こるDVや、さまざまな事情から遠方への転居が困難なケース、貧困や児童虐待など複数の問題を抱えるケースなど、被害者の置かれている状況や被害者の望む支援の内容は多様化しています。こうした状況を踏まえ、DV相談支援センターを中心として、被害者が安心して身近な窓口相談し、緊急の場合には、被害者やその同伴家族の身の安全が確保され、必要な支援を受けることができる体制を充実させていくことが求められています。

[防災分野における女性の参画]

第4期行動計画への反映 目標Ⅲ－基本施策8

防災計画の策定にかかわる防災会議や、地域における避難所運営会議などで女性の参画が十分に確保されていない場合があります。災害時に、想定しきれないさまざまな被害・ニーズに対応するためには、避難所運営等において男女双方が意思決定できる立場となり、それぞれのニーズを把握し対応していくなど平常時からの防災体制の整備が必要です。

コラム5 「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」とは

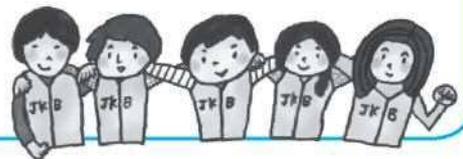
東日本大震災においては、避難所によって衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られた避難所も見られ、防災における男女共同参画の視点の必要性が社会的に認識されるようになりました。

国は、平成25(2013)年5月に、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示した指針を作成しました。

川崎市では、平成25(2013)年度に、男女共同参画の視点への配慮や地域防災活動における女性の参画の推進などを盛り込んだ「川崎市地域防災計画」の修正を行い、「自主防災組織の手引き」「避難所運営マニュアル」の見直しの際には、被災時の男女のニーズの違いへの配慮や、避難所運営における男女共同参画の推進を記載しました。

また、川崎市男女共同参画センターでは、市民グループ「女性の視点で作るかわさき防災プロジェクト」と協働し、避難所運営会議や防災訓練等において啓発活動を行っています。

- ▶女性の視点で作るかわさき防災プロジェクト(JKB)では、分かりやすく、生活に取り入れやすい防災・減災の取組を進めることをコンセプトに防災訓練への出展やイベントの企画などを行っています。

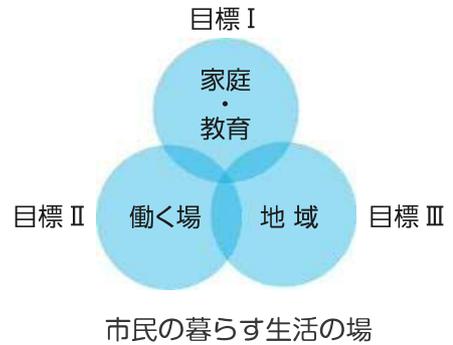


第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的な考え方

男女共同参画の考え方を広く浸透させ「男女平等のまち・かわさき」を実現するためには、引き続き、市民の暮らすあらゆる場面での取組が必要です。

第4期行動計画では、第3期行動計画の基本的な考え方を継承し、市民が暮らす生活の場を、「家庭・教育」、「働く場」、「地域」という広がりとならぶ3つの場と捉え、場面ごとに目標を掲げました。



- 目標 I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進
- 目標 II 働く場における男女共同参画の推進
- 目標 III 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、条例第8条に基づき定めるもので、国の基本法第14条の「市町村男女共同参画計画」にあたります。
- (2) 本計画は、川崎市総合計画と連携する計画であり、川崎市総合計画第2期実施計画及び本市各種計画との整合性を図りながら推進していきます。
- (3) 本計画の目標II「働く場における男女共同参画の推進」は、女性活躍推進法第6条に規定されている「市町村推進計画」です。

3 計画期間

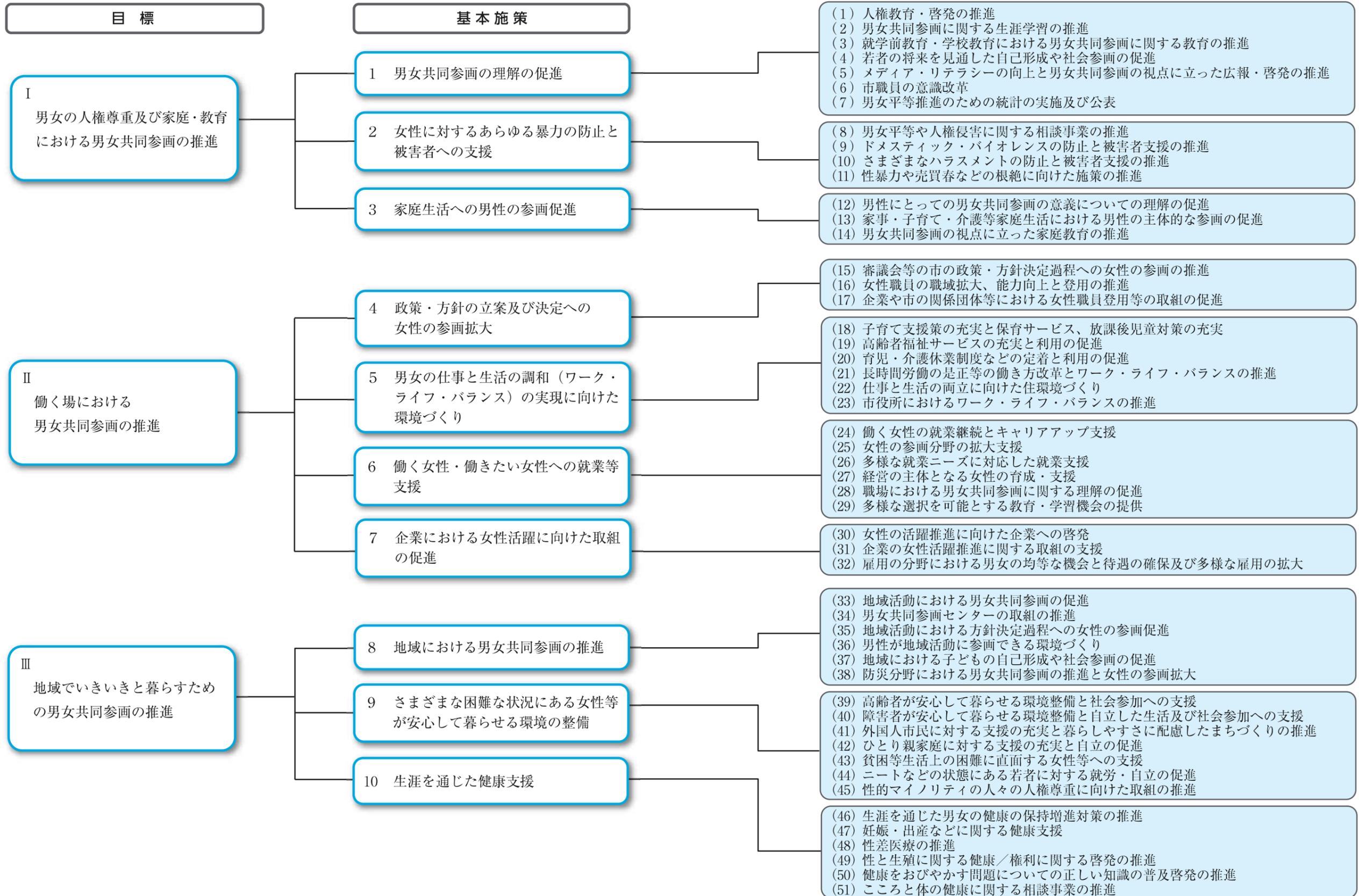
第3期行動計画は、計画期間を平成26(2014)年度から平成30(2018)年度の5年間としていましたが、女性活躍推進法が平成27(2015)年8月に成立したことなどを受け、女性活躍に関する課題をはじめとした諸課題に迅速かつ的確に対応するために、行動計画の改定を1年早めました。

第4期行動計画の計画期間は、川崎市総合計画の実施計画期間と合わせ、平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4年間としますが、社会経済状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
川崎市総合計画実施計画			第1期 実施計画		第2期 実施計画			
川崎市男女平等推進行動計画	第3期 行動計画				第4期 行動計画			

4 第4期川崎市男女平等推進行動計画体系図

施策



第3章

施策の展開

目標Ⅰ 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。個人としての尊厳が重んじられ、その能力を発揮する機会が確保されることは、女性にとっても、男性にとっても暮らしやすい社会の形成につながります。

男女の人権尊重や男女共同参画を理解するための教育や広報・啓発活動を充実させるとともに、男女が平等でお互いの尊厳を重んじつつ対等な関係づくりを進める上で、重大な人権侵害であるDVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などについても防止や被害者支援などの取組を進めていく必要があります。

また、男性が男女共同参画の理解を深め、家庭生活へ参画することは、社会全体における男女共同参画を進める上で重要です。

基本施策1 男女共同参画の理解の促進

男性も女性もお互いの人権を尊重し合い、一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めることが重要です。家庭や教育の場で基本的な人権の理念を学び、男女が対等に責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、教育や広報・啓発活動を一層充実させる必要があります。

施策1 人権教育・啓発の推進

男女平等についての理解を深めるための事業や広報を実施します。

事業番号	事業	所管局
1	「男女平等推進週間 ¹⁴ 」等の事業を実施します。	市民文化局
2	男女平等についての理解を効果的に深めるために、さまざまな機会や市のあらゆる施設を積極的に活用した広報を実施します。	市民文化局
3	男女の人権尊重に関する研修や講座を実施します。	市民文化局

14 国は、基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。川崎市においては、同期間を「川崎市男女平等推進週間」とし、関連講座やイベントなど啓発活動を行っている。

施策2 男女共同参画に関する生涯学習の推進

男女平等に関する学習機会を提供します。

事業番号	事業	所管局
4	市民・市民グループが男女共同参画の視点を持つことができるような学習機会の提供や人材育成及び情報提供を行います。	市民文化局
5	教育文化会館・市民館において、「男女平等推進学習」の講座や情報提供の実施、学習スペースの確保等を通じて、市民の男女平等に関する学習の機会を提供します。	教育委員会事務局
6	男女平等推進学習や、家庭・地域教育学級等における男女平等推進研修への講師紹介や出前講座を行います。	市民文化局 教育委員会事務局

施策3 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等を推進する教育を実施します。

事業番号	事業	所管局
7	小学校の児童・教員等に向けた教材を活用した学習を実施し、男女平等に対する意識を高めます。	市民文化局 教育委員会事務局
8	男女共同参画の視点から、保育所、幼稚園、学校の運営及び保育・教育活動の充実に努めます。	こども未来局 教育委員会事務局

施策4 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

各人の生き方、能力、適性を考慮し、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し社会参画できるようにするための支援を行います。

事業番号	事業	所管局
9	男女共同参画の視点から子育てにかかわることができるよう、育児体験講座等の実施を通じて、次世代を担う若者たちを支援します。	こども未来局
10	男女共同参画の意義やワーク・ライフ・バランスについての理解促進等も含めたキャリア教育の体系的・効果的な推進を図ります。	教育委員会事務局
11	男女共同参画の視点からインターンシップ(就業体験)や体験学習等を通じたキャリア形成を支援します。	市民文化局

施策5 メディア・リテラシー¹⁵の向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進

さまざまな情報を読み解き、適切に発信する能力を身に付けるための教育を実施するとともに、性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重することに留意した広報を実施します。

事業番号	事業	所管局
12	情報を読み解き発信する力の向上のための講座や講師紹介及び情報提供、学習スペースの確保等を通じて、市民及び事業者の活動を支援します。	市民文化局
13	メディアからの情報を主体的に読み解き、人権を尊重し、適切に発信する能力を育成するため、学校における情報教育を行います。	教育委員会事務局
14	広報資料の作成にあたっては、「公的広報の作成に関する表現の手引」の活用を徹底し、男女共同参画の視点に配慮します。	市民文化局 全局

施策6 市職員の意識改革

男女共同参画の視点に配慮して施策事業を推進するために、市職員を対象とした研修等を実施します。

事業番号	事業	所管局
15	男女平等及び男女平等施策についての理解を深めるための職員研修を実施します。	総務企画局 市民文化局 教育委員会事務局
16	男女共同参画の視点に配慮して事業を推進するために、ポジティブ・アクションについての理解を促進します。	市民文化局

施策7 男女平等推進のための統計の実施及び公表

性別により課題やニーズが異なる場合があることに留意し効果的に事業を推進するため、アンケート調査の実施やデータ把握に努めます。

事業番号	事業	所管局
17	男女平等の理解を深め施策を効果的に推進するために、市民へのアンケート等の調査を実施します。	市民文化局
18	市の統計調査やアンケート調査等の実施にあたっては、必要に応じて性別データの把握に努めます。	全局

15 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力を、構成要素とする複合的な能力のこと。

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その防止と被害者への支援を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題です。被害者の多くは女性ですが、男性の場合もあることに留意する必要があります。また、経済的困窮や児童虐待といった複数の問題を抱えるケースなど多様化・複雑化するDV被害に対して、関係機関が連携し、被害者支援と防止対策を充実していくことが必要です。

施策8 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

女性や男性のさまざまな悩みや人権侵害に関する相談事業を実施するとともに、性同一性障害¹⁶に関する相談支援を行います。また、相談窓口の周知に努めます。

事業番号	事業	所管局
19	女性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。	市民文化局
20	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を実施します。	市民文化局
21	男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整等を実施します。	市民オンブズマン事務局
22	性的マイノリティ ¹⁷ の人々の人権を尊重する視点から相談支援を実施します。	こども未来局 健康福祉局 教育委員会事務局
23	男女平等や人権侵害に関する相談窓口を周知します。	市民文化局 市民オンブズマン事務局

16 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」では、性同一性障害者について「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定めていることから、生物学的な性別が明らかであるが、心理的には他の性別であるといった状態をいう。

17 セクシュアリティが少数派の人々の総称。同性愛や両性愛、トランスジェンダー、インターセックス（性分化疾患）の人々を含む。女性同性愛者（レズビアン Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ Gay）、両性愛者（バイセクシュアル Bisexual）、性転換者・異性装同性愛者（トランスジェンダー Transgender）の頭文字をとった LGBT という表現もある。

施策9 ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進

「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づき、被害者への支援とDV防止に向けた取組を進めます。

事業番号	事業	所管局
24	DV防止・被害者支援基本計画を推進し、配偶者等からの暴力による被害者への支援を実施します。	市民文化局 こども未来局
25	ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた啓発パンフレット等の作成、配布、情報提供を行います。	市民文化局
26	ドメスティック・バイオレンスに関する講座や研修を実施します。	市民文化局 こども未来局

施策10 さまざまなハラスメントの防止と被害者支援の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等¹⁸の防止に向けた取組とともに、相談支援を行います。

事業番号	事業	所管局
27	ハラスメント防止に向けた啓発パンフレット等の作成や配布、情報提供とともに、被害者への相談支援を行います。	市民文化局 経済労働局
28	ハラスメントに関する講座や研修を実施します。	市民文化局
29	市職員に対しハラスメントの防止に向けた研修等を行うとともに、相談窓口での相談対応を実施します。	総務企画局

施策11 性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進

防止に向けた取組を進めるとともに、関係機関と連携した被害者支援を行います。

事業番号	事業	所管局
30	性暴力及びストーカー等の防止に関する啓発及び被害者への支援を行います。	市民文化局 こども未来局
31	子どもに対する性暴力・性犯罪被害の防止及び早期発見・早期対応に努めます。	こども未来局 市民オンブズマン事務局 教育委員会事務局

18 妊娠・出産したこと、育児のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと。女性に対して行われるものをマタニティ・ハラスメント、男性に対して行われるものをパタニティ・ハラスメントという。

基本施策3 家庭生活への男性の参画促進

男女共同参画は女性への支援が強調されることが多く、男性は、男女共同参画を「自分の問題」として捉えにくい状況にあると考えられます。また、固定的な性別役割分担意識が社会に依然として残っており、男性の生き方は仕事中心となりやすく、家庭生活や地域活動への参画が難しい状況があります。平日の男性の家事・育児時間は女性と比べ著しく短くなっていますが、仕事と家庭生活をともに優先することを希望する男性は多いことから、男性が家庭生活に参画できる環境づくりや支援が必要です。

施策12 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

意識啓発や相談事業等を通じて、男女共同参画について男性の理解の促進を図ります。

事業番号	事業	所管局
32	長時間労働を前提とした従来の働き方を見直し、男性が家庭生活や地域活動に参画できる多様な働き方・生き方について啓発を進めます。	市民文化局
33	男性のさまざまな悩みにかかる相談事業を推進します。 【再掲：事業番号20】	市民文化局

施策13 家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進

男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じて、男性の家庭生活への参画を促進します。

事業番号	事業	所管局
34	男性が主体となって企画運営を行う子育てサロン等の開催を通じ、男性の家庭生活や地域活動への参画を促進します。	市民文化局
35	両親学級や子育てセミナー等において、男性が参加しやすい講座時間・内容を企画します。	市民文化局 こども未来局
36	男性の参加促進など男女共同参画の視点に立った介護教室等を実施します。	健康福祉局 区役所

施策14 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

事業番号	事業	所管局
37	男性の子育て参加の促進など男女共同参画の視点に立った家庭教育支援事業を推進します。	教育委員会事務局